

「無利子・無担保融資」

新型コロナウイルス感染症にかかる政府支援策について

新型コロナウイルスによる中小企業・小規模企業への影響を緩和するため、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい個人事業主（フリーランスを含む）、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援が実施されます。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

対 象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して、5%以上減少した方。		
金 利	当初3年間の金利が基準金利からマイナス0.9%、4年目以降基準金利 中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46% ※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律		
融資限度額	中小事業 3億円 国民事業 6,000万円	資金用途	運転資金・設備資金
利下げ限度額	中小事業 1億円 国民事業 3,000万円	貸付期間	設備 20年以内、運転 15年以内

【特別利子補給制度】

概 要	上記「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を利用した中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方。
対 象	①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
利子補給	・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円

※小規模要件
・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

※ご不明点やご質問等がありましたら、当社担当者にお早めにご相談ください。